

第 4 章

雪害復旧対策

第4章 雪害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。

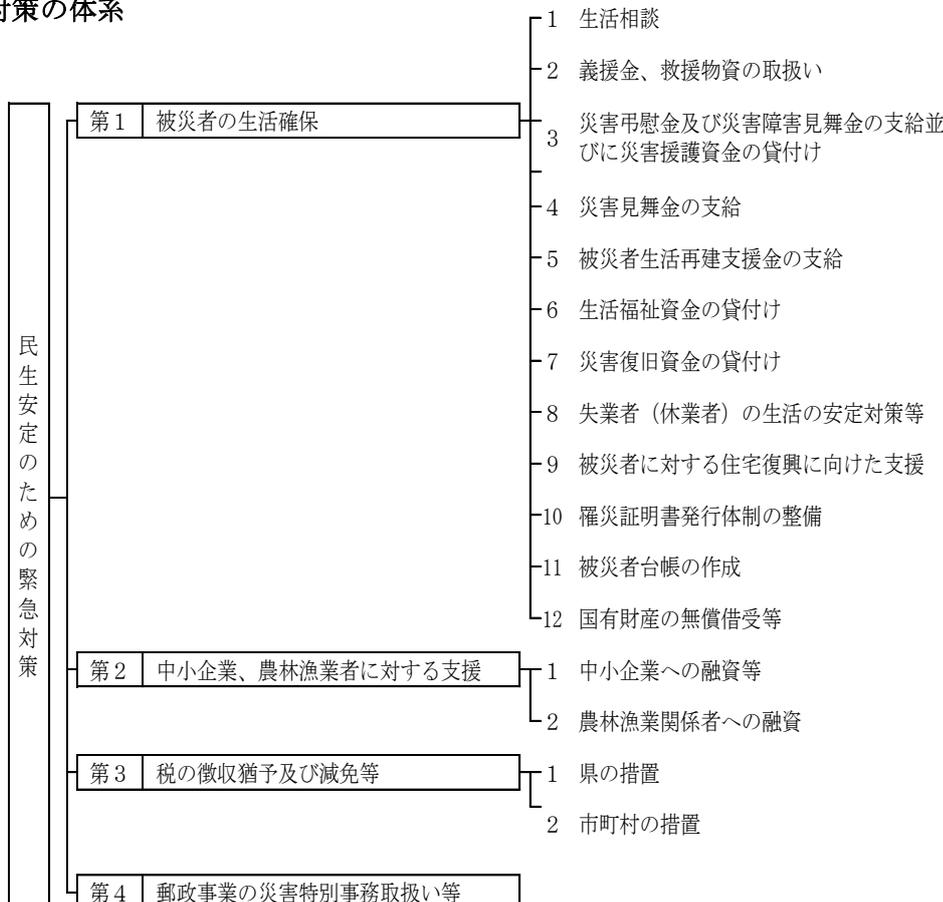
計画の体系



第1節 民生安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行うものとする。

対策の体系



第1 被災者の生活確保

被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町村は被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。

1 生活相談（県各部署、市町村）

（1）被災者の要望の把握

県及び市町村は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

（2）生活相談の実施

県及び市町村は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。

ア 市町村

被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

イ 県

市町村と連絡を密にし、市町村相互の相談態勢の総合調整を行う。

（3）各種相談窓口の設置

県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）

イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）

ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）

キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

ク 消費（物価、必需品の入手等）

- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税（徴収猶予及び減免等）
- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 義援金、救援物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）義援金、救援物資の受入れ

①受付

県（厚生企画課）、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものを報道機関を通して公表するものとする。

②保管

県、市町村及び日本赤十字社富山県支部関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。

③配分

県は、義援金について、県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

（2）救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）

制度の概要

区 分	概 要	根 拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 3 条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 8 条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 10 条

（1）災害弔慰金

市町村は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- （ア） 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- （イ） 県内において住宅が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- （ウ） 県内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害及び（イ）と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- （エ） 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ 支給額

- （ア） 生計維持者 500 万円以内
- （イ） その他の者 250 万円以内

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

（2）災害障害見舞金

ア 支給対象者

市町村は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両目が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円以内
- (イ) その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市町村は、条例の定めるところにより県内において災害救助法第2条第1項による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	250万円
イ (1)と(2)のイが重複した場合	270万円
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	250万円
ア (2)のイの場合	350万円
イ (2)のウの場合	350万円
ウ (3)のイの場合	

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

(イ) 利率

年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子）

(ウ) 据置期間

3年（特別の事情がある場合は5年）

(エ) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(オ) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

（資料 「5-9 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付」）

4 災害見舞金の支給（県厚生部、市町村）

(1) 災害見舞金

知事は、自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市町村を通じて見舞金を支給する。

ア 対象災害

(ア) 県内に「災害救助法」が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(イ) (ア)と同等の被害と知事が認めた災害

イ 支給額

(ア) 全壊世帯 10万円

(イ) 半壊世帯 5万円

(2) 除雪給付金

知事及び市町村長は、雪害の状況に応じ要援護世帯に対し負担の軽減を図るため除雪給付（見舞）金を考慮する。

5 被災者生活再建支援金の支給（県厚生部、市町村）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村（人口10万未満のものに限る。）の

区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支給金額等

ア 県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。

イ 被災世帯(その属する者の数が1である世帯(オにおいて「単数世帯」という。))を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。

①その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯200万円

②その居住する住宅を補修する世帯100万円

③その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する 公営住宅を除く。)を賃借する世帯50万円

ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。

オ 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とある

のは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ 貸付限度額 150万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ 貸付限度額 250万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

7 災害復旧資金の貸付け（県商工労働部、北陸労働金庫）

(1) 災害復旧資金（勤労者生活資金）

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

ア 貸付対象者 富山県内に1年以上継続して居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者

イ 貸付限度額 150万円

ウ 償還期間 5年以内

エ 利率 年2.2%、保証料別途年0.8%

オ 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫）

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至

ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図るものとする。

(2) 労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（6ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

(4) 離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす者

- ① 富山県内に1年以上継続して居住している者

- ②離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者
- ③世帯の生計を維持している者
- ④雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6ヶ月以内の者

- (イ) 貸付限度額 100万円
- (ウ) 償還期間 5年以内
- (エ) 利率 年2.2%、保証料別途年0.7%
- (オ) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 総合支援資金の貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- ④実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑤失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

- (イ) 貸付期間 原則3月以内
(ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能)
- (ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあっては月額15万円
- (エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、10年以内
- (オ) 利率 年1.5%。ただし保証人がいれば無利子
- (カ) 取扱窓口 市町村社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援（県土木部、住宅金融支援機構北陸支店）

災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるように支援する。

10 罹災証明書発行体制の整備（県厚生部、市町村）

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12 国有財産の無償借受等（北陸財務局富山財務事務所）

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町村は国に対し無償借受等の申請を行う。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援

1 中小企業への融資等（県商工労働部）

被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長

中小企業高度化資金の既往債務の償還猶予及び償還期限の延長（3年以内）

(2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完

ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者

[災害の影響後1か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少すると見込まれるもの]

(中小企業信用保険法第2条5項の経営安定関連保証（別枠保証）)

[上記ア、イによる措置内容]

一般保証限度額 2億8,000万円＋特別保証限度額 2億8,000万円

(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。

(4) 県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。

ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者

イ 資金使途 運転資金

ウ 限度額 5,000万円

エ 期間 7年（うち据置1年）以内

オ 利率 年1.70%以内

カ 信用保証 県信用保証協会の保証に付す

(5) 中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの

(ア) 貸付割合 90%（無利子）

(イ) 期間 20年（うち据置3年）以内

2 農林漁業関係者への融資（県農林水産部）

被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

(1) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農林

漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

(2) 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

(3) 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。

第3 税の徴収猶予及び減免等

1 県の措置（県経営管理部）

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、地方税法又は富山県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出又は県税を納付し、若しくは納入することができないと認める場合は、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が県内の全部又は一部の地域にわたる場合

地域、期日その他必要な事項を指定する。

イ ア以外の場合、納税者等の申請により災害がやんだ日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等を行う。

(4) 減免等

被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く。）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。

2 市町村の措置（市町村）

市町村は、災害により被災者の納付すべき市町村税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市町村税（延

滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便株式会社）

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

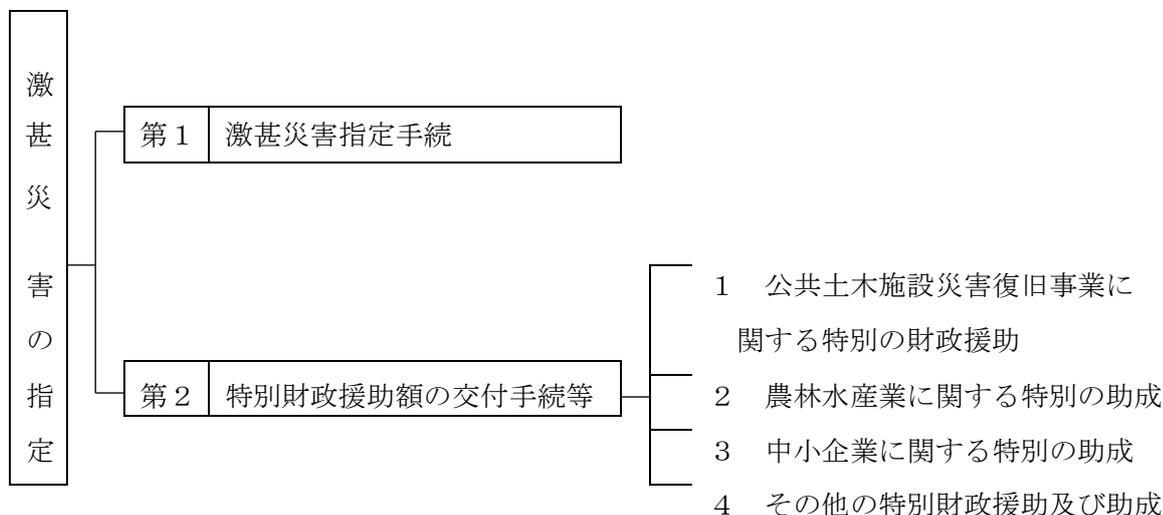
第2節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

《関係法令》

- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

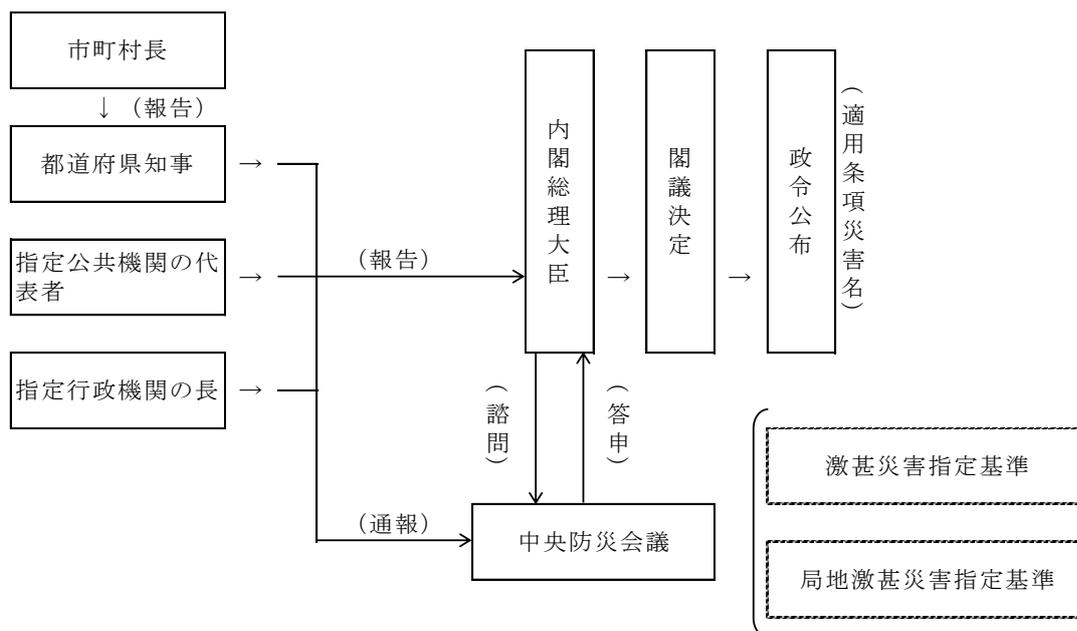
対策の体系



第1 激甚災害指定手続（県各部署）

- 1 知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

指定手続フロー



(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（3、4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合には除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 <p>ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合には除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%</p>
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60% 2 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A 基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）の 0.2%（B 基準）</p> <p>中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2% 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400 億円 <p>ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
激甚法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A 基準） 滅失住宅戸数≥被災地全域で 4,000 戸</p> <p>（B 基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）滅失住宅戸数≥被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 200 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 1 割以上 （2）滅失住宅戸数≥被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 400 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 2 割以上 <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

（2）局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。

(昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第2章(3、4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助)</p>	<p>1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、該当市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものは除外。</p> <p>(1) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の50%(当該査定事業費額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>(2) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の20%(当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの)</p> <p>(3) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の20%+{(当該標準税収入-50億円)の60%}(当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの)</p> <p>2 1の当該査定事業費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。</p>
<p>激甚法第5条、6条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等)</p>	<p>1 (1) 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%(経費の額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p> <p>(2) 上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害。</p> <p>当該市町村の漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害額>当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10%</p> <p>(漁船等の被害額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p> <p>2 1の当該経費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。</p>
<p>激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額(樹木に限る)>当該市町村の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の0.05%未満のものは除外)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合の要復旧見込面積>300ha</p> <p>2 その他の災害の場合の要復旧見込面積>当該市町村の民有林(人工林に限る)面積の25%</p>
<p>激甚法第12、13条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>当該市町村の中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%(被害額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p>
<p>激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>激甚災害指定基準(本激)の激甚法第24条の欄に同じ。</p>

第2 特別財政援助額の交付手続等

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続を実施する。

なお、激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(県厚生部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会) (激甚法第3条、第4条)

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業にかかる国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成(県農林水産部)

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定措置法」という。)に基づき行われるが、激甚法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね8割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば2割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ(一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培者等500万円→600万円)及び償還期限の延長(6年→7年)が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

〔 なお、利率については、天災融資法の発動により、特別被災者に対し3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。 〕

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害を受けた一定の都道府県が、漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部）

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例により、付保限度額の別枠設定（2億8,000万円）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成（県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村）

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

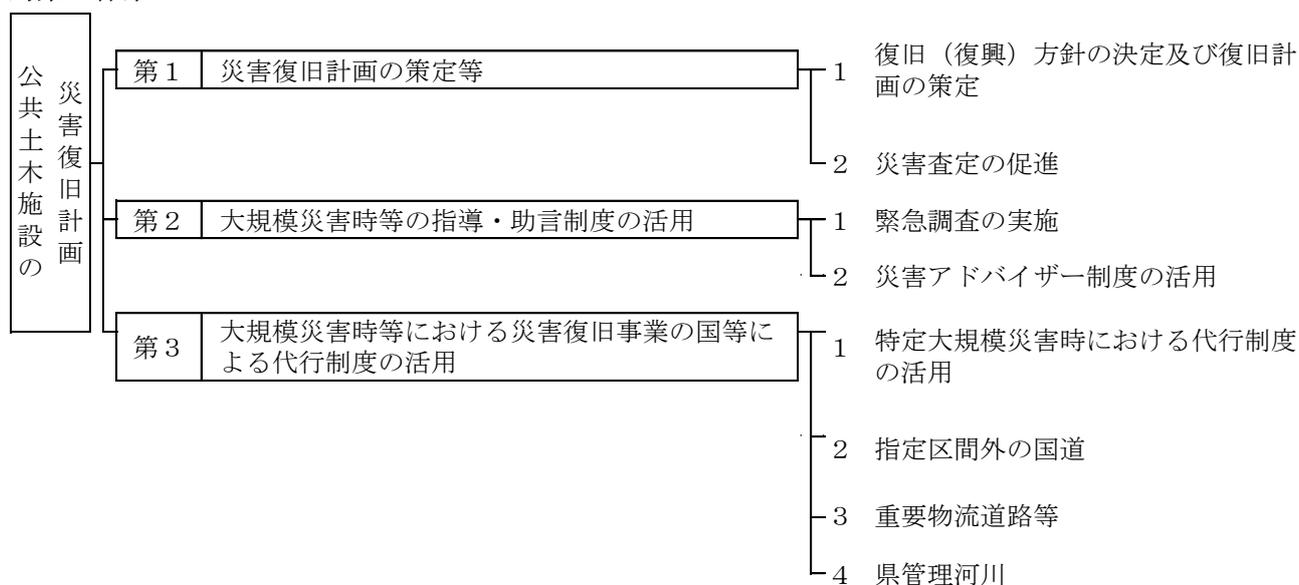
激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあ

てるため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている。（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

公共土木施設の災害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

対策の体系



第1 災害復旧計画の策定等

1 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定（県農林水産部、県土木部、市町村）

公共土木施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

2 災害査定を促進（県農林水産部、県土木部、市町村）

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

1 緊急調査の実施（県農林水産部、県土木部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

2 災害アドバイザー制度の活用（県農林水産部、県土木部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。（資料「12-14 災害復旧技術専門家派遣制度」）

第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

1 特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

2 指定区間外国道、県道及び市町村道

（1）国による代行制度

指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

（2）県による代行制度

市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。

3 県管理河川

県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。